

## 令和 7 年度 智 頭 町 監 査 実 施 計 画

区 分	根拠法令	監査・審査・検査対象	監査等時期
決算審査並びに基金運用状況審査 財産区決算審査	法第 233 条第 2 項及び 法 241 条第 5 項並びに 公企法第 30 条第 2 項	令和 6 年度智頭町一般・特別 会計並びに基金運用状況	7 月～8 月
		令和 6 年度 5 公営企業会計	6～7 月
健全化判断比率等 審査	財政健全化法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項	健全化判断比率（実質赤字比 率、連結実質赤字比率、実質 公債比率及び将来負担比率） 及び資金不足比率	8 月
定期監査	法第 199 条第 1 項及び 第 4 項	総務課・会計課・税務住民課 福祉課・地籍調査課 地域整備課・山村再生課 企画課・教育課 議会事務局・農業委員会 5 公営企業会計	10 月
財政援助団体等 審査	法第 199 条第 7 項	財政的援助を行っている団体 から抽出	随時
行政監査	法第 199 条第 2 項	関係部署	随時
例月現金出納検査	法第 235 条の 2 第 1 項	各会計の現金の出納	原則毎月 26 日